

志貴野長生寮 短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
指定番号 富山県 第 1670201597 号
所在地 〒939-1254 富山県高岡市滝新21番地1
管理者の氏名 施設長 岡嶋 雅弘
電話番号 0766-36-8181
F A X 番号 0766-36-8177

サービスを提供する地域 高岡市、砺波市、射水市の全域

(2) 事業所の従業者体制

〔職員の配置状況〕 (職員の配置については、指定規準を遵守しています。)

職 種	職務内容	人数
1. 施設長(管理者)		1人
2. 生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1人
3. 介護職員	ご利用者の日常生活上の介護および健康維持のための助言などを行います。	約30人
4. 看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の援助を行います。が、日常生活上の介護・介助なども行います。	1人
5. 機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を行います。	1人
6. 介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。	1人
7. 医師 (嘱託：非常勤)	ご利用者に対して健康管理および療養上の指導を行います。	必要数
8. 管理栄養士	ご利用者の状態に合わせた食事の献立の作成および栄養管理・指導を行います。	1人
9. 事務員	施設の庶務や会計業務を行います。	必要数

〔職種勤務体制〕

職 種	勤務体制		
1. 医 師	週 1 回	13:00～14:00	(内科)
	月 3 回	15:30～16:30	(外科)
	月 2 回	10:30～11:30	(精神科)
		緊急時	(内科)
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数です。		
	早 出	7:00～16:00	2 人 (各フロア 1 人ずつ)
	日 勤	9:00～18:00	約 8 人 (各フロア 4 人ずつ程度)
	遅 出	10:15～19:15	2 人 (各フロア 1 人ずつ程度)
	夜 勤	17:00～10:00	4 人 (各フロア 2 人ずつ)
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数です。		
	日 勤	8:30～17:30	3 名
4. 機能訓練指導員	日 勤	8:30～17:30	1 名 (平日のみ)

※ 土曜日、日曜日、祝祭日は上記と異なります。

(3) 設備の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・施設の種類	室 数	備 考
1 人居室	5 室	5 人
合 計	5 室	5 人
食 堂	2 室	(1 階、2 階)
静 養 室	1 室	(1 階)
浴 室	2 室	(1 階)
機能訓練室	1 室	(1 階)
医 務 室	1 室	(1 階)

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの施設・設備の利用にあたって、ご利用者またはご家族などに負担していただく費用はありません。

※ ご利用者またはご家族などから居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族などと協議の上決定するものとします。

※ 食堂、静養室、浴室、機能訓練室および医務室は、併設の特別養護老人ホームと共用となっています。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が 4 日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計

画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金（1日当たり）

介護区分	利用料	自己負担額
要介護1	6030円（603単位）	603円
要介護2	6720円（672単位）	672円
要介護3	7450円（745単位）	745円
要介護4	8150円（815単位）	815円
要介護5	8840円（884単位）	884円

(2) 加算料金等

	利用料	自己負担額
ア 送迎加算	片道につき1840円 (184単位)	184円
イ 療養食加算	1食につき80円 (8単位)	8円
ウ 若年性認知症受入加算	1日につき1200円 (120単位)	120円
エ 緊急短期入所受入加算	1日につき900円 (90単位)	90円
オ 機能訓練体制加算	1日につき120円 (12単位)	12円
カ 看護体制加算(Ⅰ)	1日につき40円 (4単位)	4円
キ 看護体制加算(Ⅱ)	1日につき80円 (8単位)	8円
ク サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき180円 (18単位)	18円
ケ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日につき130円 (13単位)	13円
コ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本および上記加算の合計の8.3%	
サ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本および上記加算の合計の2.7%	
シ 介護職員等ベースアップ等	基本および上記加算の合計の1.6%	

その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

*「**介護保険負担限度額認定証**」の発行を受けている方は、記載されている金額までの負担となります。

ア 基本料金 1日当り 1600円(朝食450円、昼食570円、夕食580円)です。

イ 入所・退所時等における食費の負担額

① 入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

② なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当りの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

(2) 滞在に要する費用

*「**介護保険負担限度額認定証**」の発行を受けている方は、記載されている金額までの負担となります。

ア 基本料金入所・退所の時間にかかわらず1日当り 1,171円

利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

(ア) 予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1) に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(3) 理美容代 実費 (理美容事業者へ直接お支払いください。)

(4) その他

キャンセル料

① 計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

9:00までにご連絡いただけなかったときは、キャンセル料として、1,425円(昼食費570円+滞在費855円)を別途請求させていただきます。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 高橋生活相談員 または 塚本介護支援専門員

ご利用時間：8:30～17:30（土曜、日曜、祝祭日は除きます。）

ご利用方法 Tel. 0766-36-8181 メール：shikinochouseiryo@view.ocn.ne.jp

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

① 高岡市長寿福祉課

所在地 富山県高岡市広小路 7-50

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号 Tel. 0766-20-1375

② 砺波市福祉市民部高齢介護課

所在地 富山県砺波市栄町7番3号
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号 Tel. 0763-33-1328

③ 射水市福祉保健部介護保険課

所在地 射水市新開発410番地1
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
電話番号 Tel. 0766-51-6627

※ 上記は送迎実施範囲の行政窓口のみを掲載しています。その他の市町村からご利用されている方は、出身市町村の関係窓口となります。

その他の苦情受付機関

① 富山県福祉サービス運営適正化委員会（富山県社会福祉協議会内）

所在地 富山県富山市安住町5-21（富山県総合福祉会館2階）
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-432-3280 Fax. 076-432-6532

② 富山県国民健康保険団体連合会

所在地 富山県富山市下野豆田995-3
受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
電話番号など Tel. 076-431-9833 Fax. 076-431-9834

※第三者委員 氏名 堂田 正三 電話番号 0766-36-0513
氏名 押川 和子 電話番号 0766-36-0523

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

済生会高岡病院 [入院設備あり]
〒933-0816 富山県高岡市二塚387-1 0766-21-0570

光ヶ丘病院 [入院設備あり]
〒933-0824 富山県高岡市西藤平蔵313 0766-63-5353

【協力歯科医療機関】

ほたる野歯科医院

〒939-0256 富山県射水市広上320-12 0766-51-7744

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。